

タクシー料金助成事業



●助成対象要件 下記①～③のいずれかに該当する人

No	要件	備考
①	申請時年齢が満70歳以上、または障害者手帳等を持っている	対象者証の有効期限はありません。同一世帯内に運転免許証を持っている人がいても利用できます。
②	運転免許証を持っている人がいない世帯	65歳以上 運転免許証を持っている人が同一世帯にいる場合は利用できません。
③	運転免許証を持っている人が入院・入所している世帯	70歳未満 運転免許証を持っている人が退院・退所したら、利用できません。

※②、③の方については、①の要件を満たしたときに、更新手続きが必要です。

- 助成金額 利用料金の半額（南関町内のタクシー会社を利用した場合に限ります。）
※他の料金優遇措置を受ける場合は、その額を控除した料金の半額

- 利用回数 月10回（片道で1回とみなします）



- 利用区間 【町内】どこでも可
【町外】玉名市・和水町・山鹿市・荒尾市・大牟田市・みやま市の医療機関または介護福祉施設等まで（対象者の通院、通所に限ります。）

●申請に必要なもの

- ・顔写真（縦3cm×横2.5cm程度）、障害者手帳等
※対象者証用の写真は、役場で撮影することもできます。

●利用方法

- ①「タクシー料金助成登録申請書」を町に提出（新規登録）
- ②「タクシー料金助成対象者証」と「タクシー料金助成交付申請書兼受領委任書」を1週間程度で申請者宛に郵送
- ③タクシーの予約時に「南関町タクシー料金助成を利用します」と伝える
- ④乗車時に対象者証を呈示し、交付申請書兼受領委任書を運転手に渡す
- ⑤降車時にタクシー料金の半額を支払う

●その他

- ・対象者証は、他人に譲渡したり不正に使用してはいけません。
- ・虚偽の申請、その他不正行為があった場合は、助成金を返還していただきます。

問合せ先
南関町役場 まちづくり課
電話：0968-57-8501